

2025年6月25日

お客様 各位  
お取引関係者様 各位

いすゞ自動車中部株式会社  
代表取締役 山田 史朗

## 弊社 沼津サービスセンター自動車特定整備事業に係る行政処分について

この度、いすゞ自動車中部株式会社沼津サービスセンターに於きまして、道路運送車両法に違反があったとし、国土交通省中部運輸局より令和7年6月25日付けで沼津サービスセンターの自動車特定整備事業の停止命令を申し渡されましたのでご報告申し上げます。

本件によりお客様ならびにお取引関係者の皆様に多大なご迷惑とご心配をおかけ致しますこと、ここに深くお詫び申し上げます。今後はこの様な事態が発生しないよう、再発防止に取り組み、お客様ならびにお取引関係者の皆様にご安心いただけるよう信頼回復に全力で取り組んでまいります。

### 記

#### 1. 法令違反による行政処分の内容

対象 : いすゞ自動車中部株式会社 沼津サービスセンター  
処分日 : 令和7年6月25日  
処分内容 : (1)自動車特定整備事業の停止 25日間  
(2)指定自動車整備事業の文書警告  
処分期間 : 令和7年6月26日 より 令和7年7月20日  
原因となる事実 : 特定整備作業に重大な瑕疵があったため

#### 2. 行政処分期間におけるお客様対応について

自動車特定整備事業停止期間中、沼津サービスセンターにて一切の作業を行うことが出来ない為、弊社近隣のサービスセンターへのご案内等にて対応させていただきます。

尚、自動車特定整備事業停止期間中も、沼津サービスセンターに人員を配置し、お客様からのお問い合わせ、作業のご案内等の対応をさせていただきます。

#### <お問い合わせ窓口>

サービス・部品本部 TEL 052-823-5533 (月～金 9:00～17:00)  
沼津サービスセンター TEL 055-923-8900 (月～金 9:00～17:00)